○観光庁告示第九号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、有限会社新旅行資格会（登録研修機関第二十四号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	小曽根尚夫
変更後	奥沢　恒男

二　変更の年月日　平成二十二年五月二十五日

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	遠藤　芳雄
変更後	坂根　國之

二　変更の年月日　平成二十二年六月十日

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービー能力開発（登録研修機関第十五号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	栗林　泰夫
変更後	新保　稔

二　変更の年月日　平成二十二年六月十八日

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月三十日

観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十二年六月二十三日

二　登録番号　第二十九号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社ＪＴＢ沖縄

四　住所　沖縄県那覇市おもろまち四丁目十九番三十号

五　研修業務を行う事務所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち四丁目十九番三十号

六　法人にあってはその代表者の氏名　菊知　良明

○防衛省告示第百六十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年八月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年九月十三日から同月十七日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機その他の航空機三機

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号四の項指定の区分欄中「省令第十五条第一号から第六号及び第九号から第十四号に掲げる区分」を「省令第十五条各号に掲げる区分」に、業務区域欄中「東京都の区域（港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国立市、狛江市、多摩市及び稲城市に限る。）及び神奈川県の全域」を「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県の全域及び茨城県の区域（つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村に限る。）」に、指定をした日欄中「平成十八年十一月二日」を「平成二十二年八月十八日」に改める。

○関東地方整備局告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年八月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

○中部地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間
四十二号	三重県度会郡大紀町滝原字阿渕二四一三番一から同町滝原字阿渕二三八九番二まで
供用開始の期日	平成二十二年八月三十日
図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百九十二号、昭和三十六年建設省告示第三十三号、昭和四十一年建設省告示第千九十一号、昭和四十六年建設省告示第五百八十九号、昭和五十一年建設省告示第四百二十六号、昭和五十三年建設省告示第千五百二十号、昭和五十八年建設省告示第七百十六号、昭和六十三年建設省告示第八百五十四号、平成五年建設省告示第四十八号、平成六年建設省告示第二千四百三十二号、平成八年建設省告示第三百九十五号、平成九年建設省告示第千五百六十二号、平成十年建設省告示第二千百十四号、平成十一年建設省告示第二百二号、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十一号、平成十八年関東地方整備局告示第百三十二号、平成二十一年関東地方整備局告示第二十九号及び平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十五号の事業地のうち東京都杉並区堀ノ内一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区成田東一丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内